

蔡温『中山世譜』の『宋史』流求伝

原田, 禹雄 / HARADA, Nobuo

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

21

(発行年 / Year)

2000-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002583>

蔡温『中山世譜』の『宋史』流求伝

原田 禹雄

はじめに

向象賢の『中山世鑑』（以下、世鑑とよぶ）、蔡鐸本『中山世譜』（以下、蔡鐸世譜とよぶ）、蔡温本『中山世譜』（以下、蔡温世譜とよぶ）、及び鄭秉哲らの『球陽』（以下、球陽とよぶ）は、琉球の正史として尊重され、琉球学の領域では、日常的にそこから論考が試みられ、引用がされている。しかし、これらの諸書には、その記述に、他の文献と齟齬するものがあり、十分に比較検討を加えた上で、正しいものから論考をし、正しいものを引用する必要がある。

例えば、武寧の冊封について、蔡鐸世譜（1）は、

《永樂二年（一四〇四）甲申、皇帝は封じて中山王とせられた。詔使ならびに賜った物件はすべて不伝》

と、するが、蔡温世譜（2）は、

《（永樂）二年甲申、成祖は行人の時中を遣わし、詔をもたらしして国に至り、祭贈するに布帛をもつてし、あわせて武寧を封じて中山王と為す》

と、する。そして球陽（3）は、

《九年（一四〇四）、冊封使の時中が、詔をもたらし国に至る。成祖は、行人の時中を遣わし、詔をもたらしして国に至らしめ、察度王を諭祭し、贈するに布帛をもつてし、並びに武寧を封じて中山王と為す》

と、ある。三つの記述を比較すると、新しいほど、内容が多いほど、その記述が必ずしも正確なわけではない。私には、蔡鐸世譜の記述こそが、最も厳正なものに思われる（4）。だが、現在も多くの著書が、武寧の冊封使を時中と書いている。

尚元の冊封を、蔡鐸世譜は嘉靖四〇年（一五六一）としているが、蔡温世譜と球陽は、ともにこれを嘉靖四二年（一五六二）のこととしている。郭汝霖の『使琉球録』（5）を丁寧に見ると、郭汝霖の渡琉が、嘉靖四〇年だったことは明らかである（6）。それを嘉靖四一年と誤ったのは、明代では嚴從簡の『殊域周咨録』（7）であり、清代では汪楫の『中山沿革志』（8）である。嚴從簡の誤りが、汪楫

に影響したのか否かは、明らかではない。しかし、汪楫の誤りが、その後の『中山伝信録』と『琉球国志略』に影響するとともに、他方、蔡温世譜と球陽にも影響を及ぼしたことはまぎれもない。今もなお、琉球学の著書の多くが、その誤りをうけついでている。

蔡温世譜の「天孫紀」

蔡温世譜卷三は、「天孫紀」に始まり、「舜天王」へとつながる。天孫氏の王位が利勇に奪われ、舜天が即位するくだりをあげよう。

《南宋の淳熙年間（一一七四―一八九）、天孫氏の二十五紀の裔孫は、徳まうりすくなく政おとろえ、その臣の利勇は権をほしいままにした。遂に君を弑し、位を奪つた。

このため、四方は騒動し、兵乱は大いに起り、盜賊は蜂起した。按司と酋長は、それぞれ兵権をたのみとして、雄を争って止むことがなかった。国をあげて、生きとし生けるものの苦しみは、ここに極まった。

これより先、この国の船隻で、諸国へ往つて貿易をするものがあつた。必ず憲令をいただいてから渡航していた。この時、すべて兵乱のために、ひそかに渡航する者がはなはだ多かつた。

ゆえに『宋史』流求伝に、「淳熙年間、流求は、常に数百の者共を引き連れ、突然、泉州の水澳・（圃）頭などの村に来て、ほしいままに殺掠を行うものがいた」と、書かれているのも、そ

のためなのである。

時に、浦添按司の尊敦は、義をとなえて兵を起し、利勇を討った。国の人々は、尊敦を推戴して、大位に就かしめた。これが舜天王である。」。

蔡温世譜に先行するものとして、世鑑のこのくだりをあげると、

「その後、天孫氏の世衰え、政を廃して、諸侯の背く者多し。よって、逆臣の利勇は、君を弑して位を奪うことあり。尊敦、その頃は浦添按司たり。徳を修め民を治め給うこと、昔の有熊氏の如し。これをもつて、諸侯はみな、尊敦にぞ帰服いたしける。終にひとり利勇を討って、宝位に登り給う。これを舜天と為す」

である。また、蔡鐸世譜は、

「天孫氏は王位を継承して、政治を執行すること一万余年であった。徳が衰え、政が廃され、按司たちが多く背いた。その時、逆臣がおり、隙に乗じて主君を弑して王位を奪った。

尊敦は、その時、浦添按司であったが、徳を修め仁を行い、比ぶべくもない英雄で、按司たちは彼に心服していた。遂に逆臣を討伐し、国王の位についた。舜天王である」

と、ある。

比較すると、蔡温世譜の『宋史』流求伝のくだりは、先行する二書にはなく、蔡温になって挿入されたこととなる。そして、この蔡温の挿入部分は、球陽では巻一に独立して一項目におかれている。

「あまねく諸国と相通じ、以て貿易を致す。

隋氏既に亡び、唐を経て宋に至るも、未だかつて中華に入貢せず。ただよく本国の船隻、諸国に往還し、兌換貿易して、もつて国用に備うるのみ。この時、航海に従事する者あれば、必ず憲令を奉じて後、海洋をよぎるならん。その後に至り、みな兵乱によりて、ひそかに海をよぎる者はなはだ多し。ゆえに、『宋史』流求伝に、「淳熙年間、流求は常に数百の輩を率い、にわかには泉州の水澳・(冊)頭などの村に至り、ほしいままに殺掠を行う」と云えり。これによりて考うるに、天孫の裔流の末、諸国に通じて往来交易すれば、則ち亦、文字を用いしことは知らる。然るに、記籍湮没して、今に存するもの少なし。深く惜しむべきかな」。

琉球の正史に記述され、それも、中国の正史たる『宋史』に依拠するとなれば、宋の淳熙年間に、流求の人々が、中国の泉州の村々を襲つたことは、疑いのない事実かと思われる。だが、はたしてそうなのであろうか。

以上、『宋史』流求国のどの点をとりあげても、それらと沖繩とは全く何の関係もない。それゆえ、もし、蔡温世譜の『宋史』流求伝のくんだりから、沖繩に関する何かを論考したり、肯定的に引用することは、誤りである。

考察

『宋史』流求国の記述は、編集の際、宋代の新しい知見によって、新しく書かれたのではなく、それまでにある文献に依拠したことは容易に推測される。そこで表によって、それらの記述の源流を概観する。表示の便宜上、『隋書』(10)、『諸蕃志』(11)、『文献通考』(12)の三書をあげるにとどめた。唐の李延寿の『北史』、唐の杜佑の『通典』、宋の鄭樵の『通志』、宋の樂史らの『太平寰宇記』、宋の李昉らの『太平御覧』など、いずれも『隋書』の記述から一步も出ていないからである。

表にあげた各書の流求国(『通考』だけは琉球国)が、一体、どこなのか、ということについては、主題と外れるので、興味のあるむきは、野口鉄郎や藤善真澄がまとめたもの(13)などを参照されたい。

ひとつ言及すれば、たとえば、現在、『隋書』の閩鑲樹は、ガジユマル *Ficus microcarpa* (クワ科)

であるとか、『元史』の落濠^{くわくせ}は、黒潮である、という暗黙の了解がある。たしかに、閩鑲樹から垂れる条織は、ガジユマルの気根と一致するかに思える。しかし、沖繩へ行った中国の冊封使も、閩鑲樹とはどの木かと尋ねられた久米村の官員も、ガジユマルが榕樹であることは知っていたのである。

・『隋書』の閩鑲樹をガジユマルというためには、

- ・『隋書』の流求国が沖繩である証明。
- ・榕樹と閩鑲樹が同一である証明。
- ・榕樹の樹皮を織つて着用した事例。

がなくては、かなわぬことと考えられる。ところが、流求はどこかと論ずる人の多くは、流求に関する記述はそっちのけで、リュウキユウという発音ひとつをたよりに、ほしいままに東アジアの各地を浮遊しているかにうつる。

表で明らかのように、『隋書』から『宋史』に至るまで、流求国内の記述自体に、いささかの变化もない。それは、流求国へ実際に往還して、みずからの見聞によって、流求のことを記述し、ないし、語った人がいない、ということを示している。逆に、琉球の地を踏んだ冊封使たちは、『使琉球録』の中で、それまでの書のでたらめさを批判している。或いは、中国皇帝の声教によって、著しくすべてが変わったのであろう、としている。

流		求		国		
無賊歛、有事則均稅。	厥田良沃。	無賊歛、有事則均稅。	厥土沃壤。	無賊歛、有事則均稅。	厥田良沃。	隋書
旁有毗舍耶、該馬頭等國。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	旁有毗舍耶國。	無賊歛、有事則均稅。	旁有毗舍耶國。	諸蕃志
無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	文獻通考
無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	無賊歛、有事則均稅。	宋史

耶		合		毗	
語言不通、商販不及、袒裸野睡、殆畜類也。	淳熙年間、国之會豪、常率數百輩、狎至泉之水澳頭等村、恣行兇暴、殺人無數、淫其婦女、已足殺之。	喜鉄器及匙筋、人閉戸則免、但剽其門環而去。	擲以匙筋、則俯拾之、可緩數步、官軍擒捕。	見鉄騎則競刺其甲、駢首就戮而不知悔。	臨敵用標鎗、繫繩十余丈為操縱、蓋愛其鉄、不忍棄也。
語言不通、袒裸野睡、殆非人類。	宋淳熙間、其国之會豪、常率數百輩、狎至泉之水澳頭等村、多所殺掠。	喜鉄器及匙筋、人閉戸則免、但取其門環而去。	擲以匙筋、則俯拾之、可緩數步、官軍擒捕。	見鉄騎、則競刺其甲、遂駢首就僂。	臨敵用鏢、鏢以繩十余丈為操縱、蓋愛其鉄、不忍棄。
語言不通、袒裸野睡、殆非人類。	淳熙年間、国之會豪、常率數百輩、狎至泉之水澳頭等村、肆行殺掠。	喜鉄器及匙筋、人閉戸則免、但剽其門環而去。	擲以匙筋、則類拾之。	見鉄騎、則爭刺其甲、駢首就戮而不知悔。	臨敵用標鎗、繫繩十余丈為操縱、蓋惜其鉄、不忍棄也。

* 毗舍耶の記述を流求国へ移した。

ところが、『諸蕃志』から始まって、『宋史』に至るまで、流求国の相対的な位置をしほりこもうとする意志はみえる。『隋書』で流求の位置の手がかりになるのは、

・建安郡の東、水行五日。

・義安から高華嶼へゆき、東へ二日で温燧嶼、更に一日で流求。

くらいである。隋の大業三年（六〇七）に設置された建安郡は、今の福建省をほぼカバーする。建安の故治から水行五日であれば、閩江口がせいぜいである。他方、高華嶼と温燧嶼の位置はわからない。『隋書』の流求国を、よほど沖縄にしたかったらしい伊波普猷は、温燧嶼を久米島だと主張したのだが、その根拠は、島の形が亀に似ているという他愛のなきであった。亀に似た島は、中国沿岸にも、澎湖諸島にも、台湾の西海岸にも、いくらでもある。

どこから見たのかはわからないが、「春秋の二時、天清く風静かな時に、東のかたを望むと、依稀として煙霧の気があり、また幾千里かを知らない」というのが、『隋書』の流求発見の発端であった。与那国島の久部良では、年に何度か、西のかたに台湾が見えるという。中国から流求までの距離は、『隋書』に依拠する限り、与那国島と台湾ほどの距離なのである。福建には、晴れわたった日に、鼓山に登ると、琉球が見えるという伝承がある。『隋書』による限り、中国本土から、流求はそんな所にあつたのである。

『諸蕃志』では、流求は、澎湖諸島の東のあたりに固定されてゆく。『諸蕃志』自体は、

・流求の近旁に、毗舍耶・談馬頗などの国がある。

・澎湖と毗舍耶とは近く、煙火が互いに望める。

と、書いているのだが、『文献通考』では、流求と澎湖が、煙火を相い望むこととなり、『宋史』へとつながつてゆく。

今ひとつ注目されるのは、『諸蕃志』から新しく加わつた、「他に珍らしい物とはなく、くすねることがとても好きなので、商人が行かない」という記述である。私は、これは実際の見聞ではあるまいと感じている。この頃には、海商たちに、沿岸諸国のことどもを積極的に質問し、それを収集する作業が行われている。『諸蕃志』自体が、そのような情報を収集した書である。流求国についてたずねられた海商が、「流求国は知らない」とは言わずに、「商売にならないので、行かないのです」と答えたままであろう。

すでに宋の陶磁器は、南西諸島へは持続的に広く将来されていて、南西諸島の四十カ所以上の各地で出土している。安里進⁽¹⁴⁾は、

「北宋の都開封の人口が数十万―数百万人、南宋の首都杭州になると人口は百五十万人を越える世界最大の消費都市であつた。この巨大消費都市に向けて東南アジアからは香料・香辛料が大量に輸入され、宋からはアジア諸国へ大量の陶磁器と銅銭が輸出され、東アジアは宋を中心にした

海外交易で統合された。こうした海外貿易を担ったのは海商たちであった。唐時代の国際秩序が、「東アジア冊封体制」と呼ばれるもので、商人たちの自由な交易を制限し、冊封関係による官営の朝貢貿易と強力な軍事力でアジア諸国を統合していたのに対し、宋時代の国際秩序は「東アジアの交易体制」と呼ばれている」

と、述べている。まぎれもなく、南西諸島もまた、その体制の中に組み込まれていたのである。南西諸島には、日本をはるかに越える量の宋の陶磁器が将来されていた。しかし、沖縄も、南西諸島各地も、国とよべるものではなく、貿易拠点がそれぞれに交易していたと考えられる。金子とメリヒアール(15)は、保良遺跡の南宋の青磁の出土を報告している。波羅公管下の密牙古人たちは、宋代にすでに中国と交易していたのである。

宋代になっても、隋の記述をそのまま祖述している文筆の輩とはちがって、陶磁器を携えた海商たちは、文字こそ残さなかったが、生き生きと、具体的に、南西諸島の各地に確かな品を残していたのである。このような確実な物自体から、当時の南西諸島と中国との関係を再構築すべきであろう。東アジアの交易体制の中で、ひとりほしほしに、泉州の村や澎湖の島を襲い、殺人、強盗、陵辱の限りを尽して、宋の陶磁器が継続的に集積できるものであろうか。

淳熙年間に、泉州晋江県の水澳村と圍頭村を襲ったのは、流求国の人ではなく、毗舍耶の人である。

『宋史』流求国のくだりだけでは、「かたわらに、毗舍耶国があるが、言葉は通じない。丸裸で質朴、人の類とも思えない」が単なる挿入で、その後はまた、もとの流求の記述にもどる、とうけとれぬわけではない。しかし、表によって、そのような理解をするのは誤りであることは判然としている。『諸蕃志』では、流求国と毗舍耶とは、別項となっていて、区別して記述されている。毗舍耶は、こう始まる。

《毗舍耶は言葉が通じない。商売人も通わない。真っ裸で質朴、畜類に近い。泉州の海に澎湖島があり、晋江県に所属するが、その国とは近くて、煙火が互に望める。時として、やって来て掠奪するが、やって来るのが予測できず、生きたまま食われるという害をうけ、住民はこれに苦しんでいる》。

淳熙年間云々の記述は、この次に出る。澎湖と毗舍耶が近い、というのは、単なる位置関係ではなく、襲う者と被害者との関係である。流求国のかたわらの毗舍耶の人が、流求を襲った記述がないのは、いぶかしい限りである。水澳や圍頭の村でも、『諸蕃志』は、

《ほしいままに兇暴を行い、人を殺すこと教知れず、その婦女は淫してから殺す》

と記す。この毗舍耶とは何か、については、藤善真澄(16)が丁寧で紹介しているので、ここでは触れない。

『諸蕃志』の流求国と毗舍耶の記述は、対照的である。流求国は、『隋書』以来の引用を、そのまま踏襲しており、流求国の位置・王の名・王の住居・民俗・武器・生物などを具体的に述べている。そして、

《土人は、時として、産物である黄蠟・土金・鼈尾・豹脯をば三嶼へ売りにゆく》

だけが、新しい知見にすぎない。『諸蕃志』の流求国というのは、沖縄と全く無縁であることは明らかである。

ところが、毗舍耶は、澎湖島の近く、煙火相い望む地、だけは明らかであるが、その地の状況は全く見えてこない。支配者・民俗・産物等々、一切不明である。書かれているのは、澎湖と泉州の被害の生々しい実情だけである。

結局、『諸蕃志』も、『文献通考』も『宋史』も、流求国と毗舍耶を直接に見た人がいない、ということなのである。幻の流求国ということなのである。

中国の東の海には、古来、中国人の幻の国があった。冗談にせよ、孔子が、子路と共に梓に乗って海に浮かぼうか、と言った時、脳裡に東の海があったのである。徐福も東の海に浮かんだのである。東の海にはまた、海に注ぎこむ百川の水を排泄するところがあると、中国の人は考えてきた。でなければ、海の水位が常に一定であるはずはない、というのである。荘子が、「尾閭これを泄す」といっ

た尾閭は、碧海の東にあり、そこにある石は、広さ四万里、厚さ四万里、百川の水を泄しているのである。扶桑の東の沃燠も、尾閭とかわりはない。『元史』瓊求の落濠を、常識的に黒潮と判断するのはよいが、遙か昔から、東の海に尾閭・沃燠という、水を限りなく泄し続けている所があるという伝承を、中国の人々が受け継いで来たことを理解していなければ、その臆断は軽薄になる。

倭は、中国にとって、『後漢書』『論衡』『魏志』『宋書』『南齊書』『南史』『北史』そして『隋書』でも、具体的な国であった。煬帝の大業四年（六〇八）、朱寛が流求国の布甲を持って帰還した時、日本の小野妹子は「これは夷邪久国の人が使っています」と言っている。南島とすでに交流を重ねていた倭の国の使臣は、流求の名など、知らなかったのである。中国が流求を征討した物語りは、『元史』の時でさえ、不確実性がつきまとう。倭・日本とちがって、中国にとって、流求国は七百数十年間、幻の国であり続けた。具体的に、流求国がなかったからであろう。明になって、再び厳しい「東アジア冊封体制」が始まった。貿易拠点による自由な交易はできなくなった。按司連合体の沖縄にしても、ひとつの国として、或いは三山として、明に入貢するより他に、対中国貿易の方途は失なわれた。琉球国を招論に来た行人の楊載と、唐營の人々とは、新たに琉球国を急遽成立させたのではあるまいか。だがしかし、澎湖の東には、昔からの流求国は観念的に存在していた。明の人は、それを小琉球と呼んだ。

《祖訓。大琉球国は、朝貢不時。王子および陪臣の子は、みな太学（南京国子監）に入つて読書し、礼待甚だ厚し。小琉球国は往来を通せず》
 という『大明会典』の言葉は、仲々味がある。

蔡温は、なぜ、『宋史』流求国を読みちがえた上に、もっともらしく世譜に書き加えたのであろうか。ペダゴグの悲しい性まぶさなのであろうか。蔡温世譜と球陽を、すべてそのまま信じて、そこから論考をしたり、肯定的に引用したりすることは、かなり危険なことなのである。

まとめ

蔡温は、世譜に、『宋史』流求伝にあるとして、沖縄の人々が、泉州の水澳や圍頭の村を襲つたと記述した。

『宋史』流求国は、台湾海峡の澎湖諸島と、煙火相い望む所にあると書いている。澎湖諸島と沖縄は、煙火相い望む場所にはない。ゆえに、この流求と沖縄とは、何の関係もない。

『宋史』流求国には、泉州の村々を襲つたのは、流求の近くにある毗舍邪の者だと記されている。従つて、泉州の村々を襲つたのは、沖縄とは何の関係もない。

『宋史』流求国では、泉州の村々を襲つた者は、竹の筏を浮べて逃げている。泉州と沖縄とは、竹

の筏で往還できる位置にはない。従つて、これらの記述と沖縄とは、何の関係もない。

蔡温世譜のこのくだりから、何かを論考したり、肯定的な引用をすることは、危険である。

蔡温世譜と球陽には、この種の誤りがあることを認識する必要がある。

『宋史』流求伝が依拠した文献のいくつかをあげて、比較検討をした。

小論の執筆をお勧めくださった岡山大学の上原兼善教授に謝意を表します。

注

- (1) 『蔡鐸本・中山世譜』果立博物館影印本（沖縄県教育委員会・一九七三）。原田禹雄訳注『蔡鐸本・中山世譜』（榕樹書林・一九九八）。
- (2) 『中山世譜』（横山重『琉球史料叢書』巻四・東京美術・一九七二）。
- (3) 桑江克英訳注『球陽』（三二書房・一九七二）。球陽研究会『球陽』（角川書店・一九七四）。
- (4) 原田禹雄「時中をめぐる」（『南島史学』五〇・一九九七）。
- (5) 明・郭汝霖『使琉球録』嘉靖刊本影印。原田禹雄訳注『郭汝霖・使琉球録』（榕樹書林・近刊）。
- (6) 原田禹雄「尚元の冊封の日付」（『南島史学』四九・一九九七）。
- (7) 明・嚴從簡『殊域周咨録』排印本（故宮博物院圖書館・一九三〇）巻四・東夷・琉球国。同上（中華書局・

一九九三)。

- (8) 明・汪楫『中山沿革志』康熙刊本。原田禹雄訳注『汪楫・冊封琉球使録三篇』(榕樹書林・一九九七)。
- (9) 元・托克托ら奉勅撰『宋史』元・至正刊本影印(台湾商務印書館・一九八八) 卷四九一列伝二五〇流求国。
- (10) 唐・魏徵ら奉勅撰『隋書』元・大德刊本影印(台湾商務印書館) 卷八二列伝四六流求国 卷六四列伝一九陳稜伝。
- (11) 宋・趙汝适『諸蕃志』函海所収本影印(台湾學生書局・一九八五) 卷上志国・流求国、毗舍耶。藤善真澄訳注『諸蕃志』(関西大学出版部・一九九二) 志国・琉求国、毗舍耶国。
- (12) 元・馬端臨『文獻通考』馮夫馭校刊本。卷三二七・四裔考・琉球。
- (13) 野口鉄郎『中国と琉球』(開明書院・一九七七) 一一三頁。藤善真澄訳注『諸蕃志』(関西大学出版部・一九九二) 二二七―二二八頁。
- (14) 安里進『ブスク・共同体・村』(榕樹書林・一九九八) 一七一―二〇頁。
- (15) E. Kaneko, H. Melichar: "Pura Mutuzuma-Archaeological Work on Miyako Island, Ryukyus" (University of Hawaii, 1972)。
- (16) 冗長になるのを恐れて、あえて本文では触れなかったが、この『宋史』流求国の記述は、別の所で人々の注目を集め続けて来た。それは、『群書集事淵海』卷四七風俗に「流求国風土」があり、『宋史』の引用であつて、そのことは注に明記されている。

《流求国は泉州の東にある。海に澎湖島があり、煙火を相い望める。その国は、堀と柵を三重にし、流水をめぐらせ、棘を植えて藩としている。刀稍・弓矢・劍鼓を兵器にしている。月のみちかけをみて時をしるす。他に珍らしいものとはなく、商人はやって来ない。その土地は肥えている。人民から税をとりたてず、有事には均等に割り当てる。かたわらに毗舍耶国があり、言葉が通じない。丸椽で質朴、人の類とも思えない》

とある。この記述が、陳侃の『使琉球録』の「群書質異」で、『集事淵海』として引用され、批判されている。陳侃以降、郭汝霖・蕭崇業・夏子陽も、すべて引用している。琉球に関する文献の乏しかった冊封使にとって、たとえわずかな記述でも、大切であつたにちがいない。清代の冊封使もまた、明代の使録に注目するかぎり、これを読んでいたはずである。冊封使の多くは、『集事淵海』の記述が、『宋史』流求国からの引用とは、思いもしていなかったのではあるまいか。